

## 淀川水系流域委員会 第59回委員会 結果概要

開催日時：2007年9月5日（水）13：30～17：00

場 所：大阪会館 1F A+B+Cホール

参加者数：委員 12名、河川管理者（指定席）21名  
一般傍聴者（マスコミ含む）234名

※結果概要は、議事の概要を簡略にまとめたものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告
3. 審議
  - ①前回委員会での淀川水系の現状と課題に対する質問・意見について
  - ②治水・防災（淀川・宇治川、木津川、桂川）に関する基本的な考え方について
4. 一般傍聴者からの意見聴取

### 1. 決定事項

- ・「淀川水系の現状と課題」についての質問・意見については、それぞれの項目の中で今後河川管理者が説明する。
- ・次回の第60回委員会(9/10)では、河川管理者から「環境」についての説明を受け、審議する。
- ・委員と一般傍聴者は、本日の河川管理者に対する質問があれば、9/12までに庶務に提出する。質問については、第61回委員会(9/19)にて、河川管理者に説明してもらう。

### 2. 報告

河川管理者より、委員異動（橋爪委員の委員辞任）について説明がなされた後、今後の委員追加（委員候補推薦委員会の推薦にしたがって委員補充の手続きを開始）について報告がなされた。  
庶務より、報告資料1「第58回委員会(07.08.09)以降の会議開催経過について」を用いて報告がなされた。

### 3. 審議の概要

#### ①前回委員会での淀川水系の現状と課題に対する質問・意見について

委員より審議資料1-1「淀川水系の現状と課題についての委員からの質問・意見」について説明がなされた後、河川管理者より審議資料1-2「川上委員のご発表内容に関する質問等について」について説明がなされた。主な意見は以下のとおり。

- ・地元の要望と流域全体の利益の整合性をどうとるか。基本的に地元市町村は河川管理に関わっておらず、治水安全度が上がれば宅地開発が進んでしまうというジレンマがある。淀川水系全体の総合治水を考えていく必要がある。
- ・原案は直轄区間に限定されすぎている。府県管理区間にある堰やダムをどう考えるのか、府県とどのような関係を持っていくのかについて、記述が欲しい。また、環境基準については、「おおむね満たされている」としているが、環境基準そのものを見直していかないといけない。

- ・委員会は意見書や提言で「ダムは原則として建設しない」とし、「他に経済的に実行可能で有効な方法がない場合においてダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で妥当とされる場合に実施する」とした。河川管理者がどのように検討したのかを課題として審議していきたい。大型公共事業としてダムを進めてきたが、いまだに先送りしたまま、結論が出ていないというのは大きな課題だ。
- ・原案では、超過洪水対策としてスーパー堤防しかあげられていない。完成までには数百年かかるが、この期間をどうするのか。渇水時の水融通や農業用水についてはこれまでも意見を述べているので、時期が来れば回答をお願いしたい。
- ・原案では「検討結果が出た時点で、整備計画の変更を行う」としているが、基礎案から考え方が変わったのか。河川環境(人的問題、外来種)と人間側の課題、上下流の連続性の維持、桂川における洪水対策、堤防強化の課題、河川敷利用における合意形成、河川レンジャーの課題について、河川管理者に質問をしたい。
- ・基礎案ではさまざまな施策の実施や検討が盛り込まれている。Plan・Do・Check・Actionが淀川水系の河川整備の基本だと思っているが、河川管理者は、これを踏まえて基礎案から現状がどのように変化したのかを説明した上で、原案の「淀川水系の現状と課題」を示すべきではなかったか(委員長)。
- ・河川管理者には、重要な争点に絞った資料作成と説明をお願いしたい。ダムが河川連続性に与える影響の質と規模と保全対策、望ましい河川の提案、データの詳細な属性と処理方法を記載した資料をお願いしたい。

## ②治水・防災(淀川・宇治川、木津川、桂川)に関する基本的な考え方について

河川管理者より、審議資料2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・淀川、宇治川、木津川、桂川の河川整備や川上ダム、大戸川ダムについての説明が終わったということだが、納得できた委員も傍聴者もない。非常に重要なテーマなので、「ここまで説明してもわからないか」というくらいまで説明して欲しい(委員長)。
  - 内容については補足しないといけない部分もある。基礎案と違っている部分について説明したつもりだが十分ではないということなので、委員から頂く質問とあわせて再度補足説明をしたい(河川管理者)。
- ・「計画規模に対する対策」については基礎案では書かれていない。また、超過洪水についてはスーパー堤防しか記載されていない。河川整備基本方針検討小委員会では超過洪水について、どのような議論がなされたのか。
  - 河川整備をしていない状態で洪水がくると上流で溢れる。上流の整備をすると、超過洪水の時に下流に負荷がくるが、このような時はもともと溢れる場所で溢れるのが基本だろうという議論をしていた(河川管理者)。
  - ソフト対策には、情報(教育)とマネジメントがある。原案におけるソフト対策は、前者の意味で使われているが、どのように淀川水系をマネジメントするのかという視点で原案を書いて欲しい。原案は、戦後最大の昭和28年13号台風で被害を出さないようにするという上下流バランスの視点でテクニカルに書かれているが、2000年の東海豪雨のように350年に一度の異常な雨が降るような状況で、超過洪水対策としてスーパー堤防しか書かれていないのは、地域にとって大変不安だ。
- ・河川整備計画は30年間で完結するものではない。その先の目標が必要だ。大戸川ダムや川

上ダムにしても30年先にどうするのか。大戸川は河床が上昇しているの、時がたてば、治水安全度が低くなるのは当然だ。国や府県として、30年より先の計画をどうするのかを原案に書いてもらわなければならない。最悪のシナリオ（超過洪水対策）について計画として検討すれば、整備の優先順位も見えてくる。

- ・「計画規模洪水」や「戦後最大洪水」について説明をお願いしたい。

→流下能力が不足している地域があるので河道を改修して、少なくとも戦後最大が流れるようにする。この状態で、計画規模の洪水が流れるときに下流枚方地点で計画高水位より下回るよう上流で対策をとる。（河川管理者）

- ・P18 2行目「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する」について質問したいが、これはどういう洪水を対象に考えているのか（委員長）。

→計画規模洪水でいろいろなパターンを考えて、下流の流量増が起こらないようにする（河川管理者提）。

→そもそも「下流の有堤区間は下手をすると破堤するから」ということでP18 2行目の記述があると思うが、そうであれば、計画規模洪水だけのチェックでよいのか。計画規模を対象にした整備をすれば、計画規模より大きな洪水が来た場合の被害ポテンシャルは高まることにもなる（委員長）。

→国として超過洪水対策をどうするのかという基本姿勢があつてしかるべきだ。今のところ、スーパー堤防しか見えない。例えば、水害が起きても床上浸水が発生しないようにするといった基準や越流を前提にした堤防の補強が必要だ。

→超過洪水が来れば桂川等の中流部では越水が続く状況になり、淀川下流では計画高水位を越えて水位があがる。その時に下流が破堤しないようにどう判断するかということになるだろう（河川管理者）。

→時間的な状況も含めて説明して欲しい。流域全体を考えればもう一度巨椋池に戻すということもあり得ないことでない。優先順位を考え、被害が大きなところから抑えるという視点が原案にないのが問題だ。

→超過洪水時のシミュレーションや対応が見えてこない。計画規模でチェックするだけで本当によいのか。基礎案では破堤による被害の軽減に取り組むというのが骨太の方針だったが、これが原案で全くないのはなぜか。「戦後最大洪水を流して駄目なところはダムでカットする」という説明になっている（委員長）。

- ・魚類にとっては氾濫した方がよい。氾濫源を補償するといった政策を検討できないか。

→淀川での氾濫源は人家が密集しているところになる。これについては少なくとも戦後最大まで整備をしていこうということ。少しでも安全度を上げたいという思いがある。（河川管理者）

- ・流域委員会は、いかなる洪水でも壊滅的な被害を軽減させるために超過洪水を想定し越水対策をしないとイケないということを強く述べてきた。しかし原案には浸透対策と洗掘対策しか書かれていない。「上下流バランス」というのは、たんなる水量のバランスではないか。きちんと説明して欲しい。

- ・河川管理者は代替案を検討したのか。河川管理者は、今後も流域委員会とともに代替案を検討していくつもりなのか。

→委員会、住民、自治体の意見を聴きながら原案を向上させていくという姿勢は変わって

ない。代替案については説明をする。(河川管理者)

- ・一定の外力を想定して溢水させないことを前提にしているという論理だが、これは現在の堤防では溢水すれば破堤が予想されるからだろう。溢水するだけで破堤しない場合の被害総定額は検討されているのか。

→現時点では全ての計算が終わっているわけではない。必要であれば出したい。(河川管理者)

- ・治水安全度が上がれば、宅地開発が進んでしまう。治水安全度を高めるためには住民の協力が必要だ。河川整備計画はそこまで押さえておく必要がある。その土地が持っている宿命的なものがあり、あらゆる地域で同じ治水安全度というのは無理な話だ。公正公平を国としてどう考えるかを示してもらいたい。
- ・次回の第60回委員会(9/10)は環境について説明してもらい審議する。9月12日までに質問があれば庶務までお願いしたい。一般の方も同様。第61回委員(9/19)で河川管理者に対応してもらおう。(委員長)

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ9名から発言がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・天ヶ瀬ダム再開発の河川改修工事によって宇治川の景観と環境が破壊されているので修復を図る必要がある。また、締切堤、導水管の撤去、亀石遊歩道の撤去について検討して欲しい(参考資料1 No782, 784)。塔の島の流下能力は、1500m<sup>3</sup>/sではなく、治水と景観問題の交差点と考えられる1200m<sup>3</sup>/sで検討してほしい。戦後最大の昭和28年13号台風であれば1200m<sup>3</sup>/sで対応できる。
- ・原案の内容は、「1/200対象洪水」を「戦後最大洪水」に置き換えたただけだ。結果としては、減災ではなく増災につながってしまうのではないかと。河川管理者には、500回以上の会議で練り上げられた委員会と河川管理者の共通の思いを精読し、重く受け止め、河川法や委員会の規約に基づいて原案に反映して欲しい。委員会には、原案がこれまでの委員会の審議に沿ったものかどうかについて審議して頂きたい(参考資料1 No781)。
- ・河川管理者は、全国で同じような方針で整備を進め、「公共工事3%削減」を押し付けたいと思っているようだ。官僚が体制を維持しようとしている現れだ。まずは基本方針の撤回を求めるべきだ。
- ・河川管理者の説明はわかりにくかったが、淀川下流の流下能力を上げ、差し引きで川上ダムと大戸川ダムが必要ということだろう。審議資料2では、川上ダムの整備によって岩倉地点で200m<sup>3</sup>/s下がり、枚方地点で400m<sup>3</sup>/s下がるということだが、数十キロ離れた地点での貯留効果はほとんどゼロに近いはずだ。これは数値をきちんと検討せずに作った資料だ。河川管理者は効率性を重視して急ぎ過ぎている。確実性を重視して審議すべきだ。
- ・治水安全度が高まれば宅地開発が進んでしまう。同じことを繰り返すのではなく精査した上で議論して欲しい。
- ・委員の辞任と補充については、委員会が決めて河川管理者が任命する。河川管理者に提案権はない。流量にどれだけ信頼性があるのか数値的な検討が必要。HWLで破堤するという条件で検討しているが、曖昧な計算で導き出されたHWLをもとに事業をしようとしている。数値をチェックするためのバックデータを示してもらいたい。委員会はいかなる洪水に対しても壊滅的な被害を避けるということで計画高水を議論しなかったが、原案では「戦後最大洪水」が突如として

出てきた。この変化についても審議をして欲しい。

- 上下流のバランスという名の下に、下流の堤防対策が浸透対策等の堤防補強とスーパー堤防しかない。現実的にはスーパー堤防などできない。流域対応はどうなったのか。原案はたんなる数あわせだ。基本高水をクリアすれば治水対策は完結するのか。整備計画では越水対策（堤防補強）を真剣に検討すべきだ。
- 淀川左岸線としてトンネルが計画されているが、河川管理者として容認されるものなのか。震災の際には河口はボロボロだったが、大丈夫なのか。議論をして欲しい。
- 河川管理者の説明では、浸水を想定する際の数値は昭和28年13号、琵琶湖の治水対策は明治29年洪水、流下能力の計算は昭和47年20号の1.53倍、大戸川ダム整備された場合は昭和28年13号の1.18倍を対象に計算されている。なぜこのように分けて検討するのか。また、ハイブリット堤防についてはどうなっているのか、説明して欲しい。

以上